

令和5年第4回東大和市議会厚生文教委員会記録

令和5年6月27日（火曜日）

出席委員（7名）

委員長	荒幡伸一君	副委員長	床鍋義博君
委員	石田昭太朗君	委員	関綾子君
委員	尾崎利一君	委員	中村庄一郎君
委員	佐竹康彦君		

欠席委員（なし）

委員外議員（3名）

議長	東口正美君	13番	高峰章君
20番	金井康哲君		

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（8名）

副市長	小島昇公君	教育長	岡田博史君
企画財政部長	神山尚君	地域福祉部長	伊野宮崇君
教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
福祉推進課長	山田茂人君	生涯学習課長	岩野秀夫君

会議に付した案件

- (1) 座席の指定について
- (2) 第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について
- (3) 5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情
- (4) 所管事務調査の協議について

午前 9時30分 開議

○委員長（荒幡伸一君） ただいまから令和5年第4回東大和市議会厚生文教委員会を開会いたします。

○委員長（荒幡伸一君） 初めに、座席の指定について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

委員の座席につきましては、ただいま御着席のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（荒幡伸一君） 次に、第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

本案につきましては、既に本会議におきまして提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに質疑を行います。

○委員（佐竹康彦君） おはようございます。

それでは、何点か質疑をさせていただきます。

まず、現在の指定管理者によります、この市民会館の委託事業につきましては、コロナ禍を挟みまして、当初計画したとおりの事業を進めることができなかつた部分もあるのではないかというふうに認識しております。市として、この間の指定管理者によります市民会館の運営に関しまして、どのように総括して評価をされてるのか、まず伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 令和2年度から令和3年度にかけては、コロナ禍における制限下での施設運営となりましたが、フェイスブックの運用に加えまして、新たにツイッターを開始するなどによりまして、緊急事態宣言による休館情報や、再開した際の開館の情報等、利用を予定されていた方への速やかな情報発信、広報活動を行ってまいりました。

また、ウェブ開催におけます撮影や配信の手配相談を実施するなど、利用者に寄り添ったサービス提供を行うとともに、自主事業を可能な限り実施することによりまして、文化芸術の振興に努めていたものと認識しております。

令和4年度は、緊急事態宣言による休館もなく、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に十分留意しながら施設運営を行うことで、定期的に利用する団体が増え、施設利用率が施設全体として83.2%となりました。この数値は、コロナ禍以前でございます平成30年度及び平成31年度の施設利用率を上回るものでございました。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症について、感染拡大防止に関する動向を注視するとともに、しっかりと利用者の予防対策を取りながら、コロナ禍において地域文化の拠点として適正な施設運営に努めていただいたものと評価してございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） もうコロナ前の利用率も超えたという、非常に御努力をいただいたなというふうに改めて認識をさせていただきました。

続きまして、今回の選定に関しまして、応募された事業者のそれぞれの基本事業計画の特徴がどのようなも

のであったのか伺いたいと思います。その上で、選定された管理者の事業計画のどのような部分を高く評価されたのでしょうか、伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 指定管理者候補者として選定いたしました事業者の基本事業計画書の特徴といたしましては、インリーチ事業に加えてアウトリーチ事業に対する提案が多くあり、市民協働及び地域活性化が期待できることを評価いたしました。

一方、次点候補者ではありますが、こちらはインリーチ事業の提案が多い印象であり、市民会館へ来館することを目的とした事業提案が特徴的なものであったと評価しております。

どちらの事業者も魅力的な提案ではございましたが、指定管理者候補者として高く評価をし、選定した理由といたしましては、芸術文化活動を行う市民等の育成事業の提案について、民間のノウハウを生かし、地域の人材の掘り起こしや育成が期待できること。施設稼働率の具体的な目標値を掲げ、施設利用者数の増を図るための積極的な取組が提案されており、利用者数の増及び高い施設稼働率の維持が期待できること。音楽、演劇、演芸など文化芸術の振興事業の提案がより具体的であると感じられたこと。東大和市民会館の建物内での事業実施にとどまらず、文化芸術の普及活動を市内の様々な場所で実施する提案があり、地域活性化に寄与できると期待できることであります。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） ありがとうございます。アウトリーチという点、またその地域活性化という点、非常に高く評価をされてるっていうことは改めて確認をさせていただきました。

続きまして、選定事業者が掲げます重点施策、6つの公約についてなんですけれども、そのアウトリーチという地域活性化という観点、市民協働、子育て支援、地域コミュニティの活性化という視点から、選定事業者の具体的な計画の中身をどのように評価されていらっしゃるのでしょうか。

また、市の総合計画や計画に基づいて推進する施策・事業と、選定事業者が取り組んでいこうとする事業がどのように関連し、どのような効果をもたらすものと市としては期待されてるのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 6つの公約について、それぞれ市民協働、子育て支援、地域コミュニティの活性化が相互に関わり合った提案がされております。

例えば公約1のオーケストラプロジェクトですが、市民協働型の東大和ウインドオーケストラのレベルアップだけではなく、フリーマーケットを同時開催するなど、地域活性化にも寄与する提案内容となっております。

また、実現可能性につきましても、年間100こまの講座開講や施設稼働率65%超えなど、過去の実績を見る限り実現可能性は高いと評価できますので、市民協働、子育て支援、地域コミュニティの活性化のさらなる向上を期待することができると評価いたしました。

また、「輝きプラン」との関連でございますが、子育て分野の重点化といたしまして、子供やファミリー向けの講座数の大幅アップや、まちなか活性化事業などにより、「輝きプラン」の基本施策として掲げております、子どもたちの笑顔があふれるまちづくり、心豊かに暮らせるまちづくり、暮らしと産業が調和した活力あるまちづくりに寄与することができるものと評価しております。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 続きまして、選定された指定管理の事業者につきましては、限られた予算の中でどのようにそれを有効に活用して費用対効果を最大限に上げようとしているのか、市としてこの点についてどのように認識をされてるのでしょうか。経費節減計画などあったかと思うので、その点も含めて伺えればと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 事業費の経費節減でございますが、人件費の節減といたしまして、地元雇用の促進によりまして、交通費等の削減、また清掃業務につきましても、過去の実績を基に必要な部分に必要な人員配置を行うことが提案されております。

また、エネルギーコストの節減につきましても、室内温度を快適に保つため設備管理員の日常点検等からグラフデータを判断し、ホール内環境をイメージし、都度、温度設定を変更、運転や停止を行うなど無駄なエネルギーを消費しない提案がされております。

市といたしましては、市民会館の利用者や来館者が快適に利用できる環境は維持しながら、経費節減をする提案がなされ、また地元雇用の促進により、地域の活性化も期待されることを評価しております。

以上であります。

○委員（佐竹康彦君） 効率的な運営をぜひとも進めていただければと思います。

その上で、現在あらゆる生活の場面、仕事の場面におきまして物価高騰が続いている影響が非常に大きくなっております。今後この傾向が続いた場合に、指定管理事業者の委託業務に支障が来す可能性も考えられるわけでございますけれども、そうした場合の市の財政的な措置をどのようにしていこうと考えておられるのか伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 市が団体に支払います指定管理委託料につきましては、次期契約の5年間で5億2,020万円を予算計上してございます。これは現行の委託料よりも総額で約2,100万円増額したものでございます。この増額の理由には、エネルギーコストをはじめといたします物価の高騰に伴いまして、光熱水費や維持管理費、人件費が上がっているところを加味した面もございます。このように次期契約の指定管理委託料につきましても、当初予算におきまして物価高騰等への配慮を一定程度含めてるものでございます。

また、今後におきましても、物価高騰が通常想定し得る上昇の域をはるかに超えるものであり、委託者及び受託者においても回避不能であった場合には、基本協定書第36条に関する協議を事業者と行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） ありがとうございます。財政的な面、非常に厳しい局面もある可能性もございますので、引き続き注視をしながら進めていただければと思います。

最後に、ちょっと細かい点お聞きするんですけども、ハミングホールでイベントを開催された出演者の方から、楽屋の大部屋がパーティションやカーテンなど部屋を仕切る設備がなく、着替えや準備をするのに大変不便であると、全国の自治体ホール回って、このように設備が不備なところはないと、ぜひカーテンやパーティションの設置をして、利用に供してほしいといった御意見をいただいたことございます。

また、観覧する側の市民の方からは、イベントには市内の高齢者が多く集う場合も多いので、大ホールの階段に手すりを設置してほしいといった御意見も伺ってまいりました。こうした利用者、市民の声を幅広く受け止めて、ぜひ順次改善をしてほしいというふうに望みます。利用者、市民の声をどう受け止めていくのかということと、あわせて、市は今後の施設そのものの改善・改修について、今回指定管理を請け負います事業者の方とどのように連携して取り組んでいこうと考えておられるのか確認させていただきます。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 初めに、楽屋のパーティションではありますが、有償でお使いいただけるついでと無償でお使いいただける目隠し用のパネルがございますので、数に限りあるものではございますが、利用希望があった場合には調整の上で、可能な範囲、対応させていただきたいと考えてございます。

また大ホールの観客席の手すりにつきましては、設置することによって一部舞台が見えづらくなるおそれがあるなどの課題も考えられますことから、現時点では設置の予定はございませんが、ハミングホールが主催する事業などにおきましては、階段の移動を極力なくしまして、入り口近くの座席を御案内させていただくことや、スタッフによる介助などを通じて、御利用者の不安解消に努めてまいりたいと、このように考えてございます。今後も利用者の声には真摯に耳を傾けて、対応できるものにつきましては適宜対応してまいりたいと考えてございます。

また、施設の改善・改修につきましては、指定管理者が対応する部分と市が対応する部分とですみ分けを行っております。50万円未満の修繕につきましては、各年度の指定管理委託料において指定管理者が対応することとなっております。50万円以上の修繕につきましては、市が主要事業として計上するか、もしくは補正にて対応することとしております。現状におきましても、実施計画に基づきまして、計画的に空調設備の更新や照明LED化工事等を予算化してるところでございますので、引き続き指定管理事業者と連携を図りながら、改善・改修を図りたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 何点か伺います。

今の質疑で、ちょっと私の聞き間違いだったのか、令和4年は稼働率83.2%でコロナ前を上回ったって私は聞いたんですけど、これもう一度確認したいんですけど。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 令和4年度の83.2%につきましては、施設利用率の数値としてお答えしたところでございます。令和4年度、施設利用率につきましては83.2%、また稼働率につきましては、令和4年度は62.6%というふうになっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 分かりました。令和4年度実績が83.2で、稼働率の目標が65%っていうのがちょっと分かんなかったのが、今分かりました。稼働率と利用率の違いですね。

それで、今回の指定管理に指定される事業者は現在の事業者だと思うんですけども、先ほどコロナ禍での取組などについて質疑ありましたけども、この5年間で不具合、そういうことはなかったのか。そういう状況を踏まえて、次の5年に向けてどのような改善が図られるのか伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 今般の指定管理者——事業者の候補者は、お見込みのとおり現在の指定管理事業者でございます。現状におきまして現指定管理事業者の瑕疵によります大きなトラブルや事故はございません。指定管理事業者とは引き続き、不具合の生じないよう密な連携体制を取ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） あと、指定管理料で、今後の5年間では5億2,020万で、2,100万、これまでの5年間よりは上回ると。1つの理由が物価高騰ということですけども、ほかに何か物価高騰以外に理由はあるんでしょうか、伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 物価高騰以外というところでは、人件費の増額分というのも含めてございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） それから、サービスっていう点、それから料金という点で、5年間で5億2,020万ということですけども、直営で個々の業務を民間委託する場合との比較も行われてるんじゃないかと思っておりますけれども、こころ辺りについての認識を伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 直営で個々の業務を民間委託をした場合という御質疑でございますが、私どもは個々の詳細の試算というものは、いたしてございません。手元にある資料で申し上げますと、平成14年度から平成18年度までの5年間、直営で実施をしていた時代、時期の当時の市民会館における費用が7億2,793万円というデータがありますことから、これを5年間の指定管理委託料の直営分、それと指定管理委託料との比較に利用できるものと考えております。そういう意味では、平成14年度から平成18年度までの5年間のコストと、今回提案されてる費用との比較で申し上げますと、約5年間ではありますが、約2億円ほどの経費の削減になっていると見ております。

以上であります。

○委員（尾崎利一君） それから、市民サービスっていう点で、低下することはないのかどうかということで、利用料の値上げの問題、それから事業者が自主事業の割合を増やしてしまって、市民の利用枠が減ってしまうというような懸念がないのかどうか、どのように担保してるのか、そこら辺を伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 利用料につきましては、東大和市民会館条例に基づきまして利用料金を定めており、現状での利用料改定につきましては、検討の俎上にのせてございません。

また、利用枠につきましては、市または教育委員会が主催する催物と指定管理者の自主事業や独自事業、これらを休日などに実施する場合には、原則として各月の休日等の合計の半数以下となるよう調整を行うものとしておりまして、次期契約もこの方針を踏襲する仕様となっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 今の原則は基本的にずっと守られてるっていう認識でいいですか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 利用料に関するところ、それから利用枠に関するところは、お見込みのとおりでございます。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） それから、働く方の労働条件や権利を市としてどう守っていくのかという点で、労働基準法をしっかりと守らせるなど、市の責任に対する認識と、そのための手だてについて伺います。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 指定管理事業者が雇用する職員における労働条件等の遵守は、指定管理制度を遂行する上で大切なことと認識してございます。

そこで、仕様書におきまして労働基準法や労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するよう明記しておりまして、違法な労働条件での雇用が生じないよう担保しております。

指定管理事業者が雇用する職員への労働条件等につきましては、定期的に調査を行っており、また指定管理事業者からの日報や勤務表によりまして勤務状況を確認しておりまして、指定管理事業者が雇用する職員の労働条件が損なわれないよう、こちらとしても注視してるところでございます。

以上でございます。

○委員（関 綾子君） 先ほど利用率と稼働率のお話があったかと思うんですけど、すみません、利用率というのは、例えばその1回公演をやって、定員何人について何人入場者がいたかというような数字と考えてよいのでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 施設利用率と施設稼働率の違いについての御質問かというふうに捉えております。

施設利用率につきましては、これは日数をベースにしたものでございまして、施設の利用日数と、それから

実際にその施設が利用された日数、それを割り返して導いたものが施設利用率でございます。施設稼働率につきましては、例えばホールにつきましても、午前、午後、夜間と日に3回の利用の枠がございます。施設稼働率につきましては、実際に枠という回数として利用された回数、それから実際に利用できる回数——こま数ですね、これを割り返したものが施設稼働率というふうになっております。

以上でございます。

○委員（関 綾子君） すみません、利用率というのってちょっと私認識してなかったもので、ありがとうございます。

私が気になっているのは、入場者率というんでしょうかね、1回の公演についてどのくらいお客さんが入ったかっていうようなところと、ワークショップもその定員に対しての参加者というところが、ちょっとワークショップに関しては定員がそれぞれだと思うので、実際参加した人の人数だと、そこが分からなかったんですけども、自主事業の例えば大ホールを使った公演のようなものと、割と入場者数が少ない公演もかなり見受けられるように思っていて、その辺の集客の課題ってというようなことについては、市としてはどのようにお考えかお聞きします。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） ここ数年のコロナ禍の影響がございまして、なかなか、その事業によりましては、集客が伸び悩むと申しますか、利用される側のほうである程度控えてしまったという傾向はあったかというふうには捉えてはございます。

ここで新型コロナウイルスの感染症法上の取扱いが5類になるということで、より日常に戻りつつあるという中で、今後の自主事業ですとか、委員おっしゃるワークショップも含めて、より集客が伸びるような工夫を指定管理事業者と連携を取り合って工夫してまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員（関 綾子君） 平成30年とか31年とかの入場者数を見ても、割とちょっと少ないような公演も見受けられたもので、ちょっとどうなのかなというふうに思います。いろいろな取組をしてくると思うんですけど、その届いてる人には届いているけど、そもそもあまりなじみがないっていうのかな、劇場に足を運ぶことになじみがないというような人たちに届けてくってということが重要なのかなというふうに私は思います。

それと、市民協働ということをすごい大変力を入れてやっていくということで、これまでも東大和ウインドオーケストラですとか、ロビーコンサートのようなことをやってたということだと思うんですけど、事業者としてこういうことをやっていきますっていうことはいろいろあるのは分かるんですけど、市民がやろうと、市民から、市民発のっていうのかな、市民からの取組についての応援っていうのかな、協力体制がちょっとこう消極的な印象を私は持ってまして、例えば市民団体と共催しているような事業もあるかと思うんですけど、その場合はその利用料を負担、ハミングホールとして負担しているということだと思うんですけど、共催という形であれば、やっぱりその事業者としても何か公演を持ってくるとか、もうちょっとこう一緒に盛り上げていくっていうようなことがあったらいいんじゃないのかなというふうに思ってます。

それと、去年ハミングホールを使った市民が映画の自主上映っていうこともやったこともあったんですけど、そういったことをもっとこう、市民がやろうとすることに対して応援して盛り上げていくっていうような部分があるといいのかなというふうに思っていて、そこら辺のことをちょっと市としてどのように認識されてるか、お聞きしてみたいんですが。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 委員御指摘の点につきましては、地域活性化につながるものというところで、

非常に大切なものというふうには捉えてございます。現在も例えばオーケストラプロジェクトにつきましては、東大和ウインドオーケストラを立ち上げて定期的には活動を行っているところでございまして、もし次期契約ということで今回御承認いただければ、このオーケストラプロジェクトも発展的なところでやっていくというふうな計画書上の取組内容になっております。

市民の方との地域文化の振興につきましては、同じ指定管理事業者が継続的にやっていくというところで、取組としても継続的にやれていくところが出てくるかというふうには捉えておりますので、その点も加味して連携を図っていききたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（関 綾子君） 間口を広げて、もっと広くいろんなことをやりたい人にも応援をしていくような形をぜひやっていただきたいということで、今ちょっとそのことを申し上げました。

以上です。ありがとうございます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに。

○委員（床鍋義博君） 基本協定書の17条のところでは災害等応急活動というところがあります。ボランティアセンターの開設、通常社協が中心になってやると思うんですけども、こういった場所的な問題とかかっていうものもあって、こういう形になったんだというふうには推察してはいますが、これについて具体的にどのような災害が起こったときに対応するのかというのを教えてください。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 指定管理事業者のほうの計画では、火災や地震、台風などの災害の種類ごとの対応マニュアルや緊急時行動指針を定めておまして、通常時から防災訓練や消防訓練、避難誘導訓練を実施しているところでございます。こういったところから、利用者が安心して利用できる施設運営を取り組んでるところでございますので、東大和市民会館利用者の方におかれましても、そういう訓練されたスタッフがおりますので、御安心して御利用いただけるかというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 通常ですと災害が起こってないときには、そこにはイベントとか様々なコンサートとか、そういった自主事業も含め予定されていると思うんですね。ただ、そういう災害が起こったときに、そういった施設を使うということになると、それらが中止になる可能性は非常に高いと思うんですけども、それらの補償とか、そういったところについてはどのようになってますでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） その災害発生時の状況ですとかイベントの実施状況にもよりますので、それらにつきましては個別に、事業者のほうとの調整を図りたいというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） どんな規模でどういうふうになるのかっていうのは、なかなか予想つかないと思うんですけども、ある程度大規模なことが予想される時にはこんな対応っていうことはある程度決めたいほうがいいかなと思います。これは感想ですので、御答弁は結構です。

次に、先ほど他の委員からもあったんですけども、通常市民の方からクレームが、クレームっていうか要望とか寄せられると思うんですけども、それは事業者に対して寄せられるものと市に直接っていうこともあると思うんですけども、市に直接クレームが寄せられるときは把握できると思うんですけども、事業者にクレームが寄せられたときには、それが全部市のほうに入ってくるのか。軽微なものだったらいいのかもしれないけれども、指定管理者にとって軽微と思っても、実際市民にとっては重要なことであることがこちらの市の

ほうに入ってこないとちょっと問題になると思うんですけど、その辺の連携はどういうふうになってますか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 指定管理事業者とは毎月定例会を行ってございまして、そこで施設側に寄せられてる意見ですとか、発生してる課題ですとか、それらにつきましては、その毎月の定例会で共有させていただいてるところでございまして、漏れのないようにこちらとしても取り組んでるところでございまして。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 次に、26条の業務の実施状況の確認と改善勧告なんですけれども、これまで緊急に立ち入ることが必要ということで説明を求めること、月1回意見交換をやっているということだったんですけども、それ以外に、これまでこういったこと、勧告とか行ったことが過去あるんでしょうか。

○生涯学習課長（岩野秀夫君） 過去にそういった例はございません。

以上でございます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかに御質疑はございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（佐竹康彦君） この市民会館といいますのは、商業施設がプロの方々を呼んで公演を行って利益を上げるという、目的とはまたそもそも違うところに立脚しているというふうに認識しておりまして、やはり市民の文化の拠点、地域の文化の拠点として、これを活用していかなければならない。そして、もちろんプロの方にたくさん来ていただいて、市民にプロの芸術文化を享受していただくということと併せまして、やはり市民が主体となって文化活動を行っていく、そういった拠点としてやはり使っていくべきものだというふうな認識も持っております。

その上で、市のほうが地域活性化ですとか市民との協働ということに力点を置いて、この事業者の方評価されてるところでございましたので、やはりこの指定管理事業者に次の5年間もお任せして、しっかりと地域の文化の興隆に貢献していただければと思っております。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

○委員（関 綾子君） 質疑の中でも、その集客についてちょっと申し上げたんですけども、やはり集客が、特に市内もそうですし、ほかの場所でも市民会館などやっていて、地域を越えた集客などもできますというようなこともたしか書いてあったと思うんですけど、なかなかその、わざわざこの東大和市のこのホールに来るっていうのは、何か特別な、やはりここだからというものがないと、なかなか難しいんじゃないのかなというようにも思っているのと、あと若い世代、子供や若い世代に向けて、より親しめるようなことをぜひ進めていったらいいんじゃないかと思っていて、例えばスチューデントパスっていう小・中学生が無料で入れますっていうことをやっているかと思うんですけども、それを高校生とかもっと20代前半とかの若者にも広げていけるといいと思っております。多分席が空いているという現状もあると思うので、やはりもったいないですので、安くでももうそこに人が入れるっていうような、若い人のユースパスっていうのかな、そういうようなこともぜひできるといいかなと思っております。

あと、スチューデントパスは小・中学生が無料になりますというチケットですけれども、やはりこう保護者と一緒に来るといことになると思うので、子供と一緒に来る保護者にも何らかちよっと来やすいようなユー
スペースを保護者も使えるとか、何かそういったこともできるといいのかなと思います。ぜひその文化の拠点、
市民が文化に親しむという場所としてもっと有効になっていってもらえるといいなと思います。

という意見を申し上げます。よろしく申し上げます。

○委員長（荒幡伸一君） ほかにございますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） 自由討議を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、自由討議を終了いたします。
討論を行います。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第38号議案 東大和市民会館の指定管理者の指定について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ご
ざいせんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、よって本案を原案どおり可決と決します。

ここで説明員入替えのため、暫時休憩いたします。

午前10時 5分 休憩

午前10時 6分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（荒幡伸一君） 次に、5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情、本件を議題に供
します。

朗読いたさせます。

○議会事務局次長（嶋田 淳君） 朗読いたします。

5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情

〔朗 読〕

○委員長（荒幡伸一君） 朗読が終わりました。

これより質疑を行います。

○委員（中村庄一郎君） それでは、まず幾つか教えていただきたいと思います。

まず最初に、陳情書に社会福祉協議会の建物はプレハブとありますが、この建物の概況として、建築年度や
面積などについて教えてください。

次に、建て替えてくださいと求めているかもしれませんが、市では公共施設の更新に関する計画を策定していたというふうに思うのですけれども、その中で社会福祉協議会の建物の対応について、どのように定めているのかを教えてください。

そして、3番目に陳情書で東大和市の地域福祉のあらゆる事業をこなしておりとありますけれども、社会福祉協議会が行っている業務はどのようなものがあるのか。また、その業務を処理するために何人ぐらいの職員さんが働いているのかを教えてください。

最後になります。社会福祉協議会から建物に関する要望等、こういう形のものが出されているのかについても確認をさせてください。

以上です。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 幾つか御質疑をいただきました。私からは、1つ目と2つ目について御答弁させていただきます。

社会福祉協議会の建物は中央地区福祉集会所として、市有地に建てた市の建物であります。社会福祉協議会に対する使用許可により、社会福祉協議会の業務に使用されています。敷地の面積は853平方メートル、床面積は428平方メートルであります。軽量鉄骨造で、最初の建築工事は昭和59年度でありましたが、その後複数回にわたり増改築工事がされております。1回目が平成7年度、2回目が平成15年度、3回目が平成24年度であります。

社会福祉協議会の一番大きな事務室として使われてる場所については、平成7年度に増築された部分に当たりまして、28年が経過しているところでありますが、市の建物と比べ特別に築年数が経過してるというわけではないと認識しております。

次に、市の公共施設に関する計画における社会福祉協議会の建物の想定であります。東大和市公共施設再編計画という計画を令和3年3月に策定いたしました。その中で、社会福祉協議会が使用してる建物については、老朽化対策として短期的には改修や移設、また長期的には更新、建て替えについて検討するところとあります。

この検討の時期であります。学校の更新が落ち着いてから、令和17年度から令和23年度を想定しているところでありまして、社会福祉協議会の建物と建設時期が同じ頃の市の建物としては、市役所の本庁舎が昭和57年、中央図書館が昭和58年でありますので、市役所の庁舎や中央図書館なども社会福祉協議会の建物と同時期の令和17年度から令和23年度に建て替え等に関する検討を想定しているところとあります。市役所庁舎の建て替えについて検討する際は、庁舎敷地への他の機能の統合——複合化や集約化ということについても検討するとしておりまして、社会福祉協議会の建物も対象に含まれておるところです。

以上であります。

○福祉推進課長（山田茂人君） 私からは、3つ目と4つ目の御質疑につきまして御答弁申し上げます。

社会福祉協議会が行う事業といたしましては、ボランティアセンターの運営や福祉祭の開催などがございますが、そのほか市の委託や補助を受けまして行う事業、法令に基づく事業所の運営など、多岐にわたっております。一例を挙げますと、市の委託を受けて行う事業といたしましては、福祉サービスの利用支援や専門相談などを行う福祉サービス総合支援事業、成年後見制度利用促進に向けた体制整備や事業支援を行う成年後見活用あんしん生活創造事業、また手話のできる人材育成などを行う手話講習会などがございます。

また、市の補助を受けて行う事業といたしましては、見守り・声かけ活動や、ふれあいなごやかサロン活動

などを行う、ふれあいのまちづくり事業や、判断能力が不十分な方の日常生活を支える地域福祉権利擁護事業などがございます。このほか介護保険法や障害者総合支援法に基づくホームヘルパーステーション事業所やケアマネジメントセンター、精神障害者地域生活支援センター「ウエルカム」などを運営しております。また、これらの業務で勤務している職員は現在46名でございまして、内訳は正式職員16名、嘱託員17名、臨時職員13名でございます。

最後に、社会福祉協議会からの建物に対する要望でございますが、老朽化対策や相談用のスペースの確保のために、事務所の建て替えについて要望が出されているところであります。

以上でございます。

○委員（中村庄一郎君） どうもありがとうございました。

○委員（尾崎利一君） 何点か伺います。

社会福祉協議会は、社会福祉法の109条で特に定められた団体だと認識しています。市町村においては、その区域内における社会福祉事業または更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとするというふうにされてますけれども、参加数を伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 社会福祉協議会の参加団体でございますが、令和4年度では24の福祉施設及び団体が会員となっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） それから、1983年に市町村社会福祉協議会が社会福祉法の第74条に規定されたということが法的根拠になっていると思ってるんですけども、このことによって市町村の福祉行政の一部が外部化されたというふうに理解してるんですが、そういうことでいいのか。

それから、東大和市の場合は社会福祉協議会の運営経費の何%ぐらいが税金で賄われてる、つまり補助金で賄われているのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 社会福祉協議会につきましては、戦後より国や都道府県、市町村の行政指導、すなわち公の関与の下で組織化が推進されていたという歴史のないきさつがございます。したがって、社会福祉協議会は民間の一社会福祉法人ではございますが、設立された背景等を鑑みますと、ほかの社会福祉法人とは位置づけを異にする面があるというふうに認識してございます。また、社会福祉法第109条で定められた団体でございまして、社会福祉全般における総合的な機能と、市の福祉におけます長期にわたる事業の専門性を併せ持った団体と認識してございます。

また令和3年度の経常活動費収入に占める補助金につきましては、割合としては約27%となっております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 市の地域福祉計画にも社会福祉協議会っていうのは随所に出てくるわけで、社会福祉法人ではあるけれども、特別な位置づけがされてるということは間違いないんだろうと思います。

それで、そういう経緯があって市の所有する土地・建物で社会福祉協議会が運営されてるというふうに理解してますけれども、この陳情で周辺市においては大きな、または立派な建物で運営されているという指摘がされてますけれども、そういう理解、これで間違いないのか。

それから、機能性、効率性からいっても問題があるっていう指摘もありますけれども、ここについての市の認識を伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 隣接する4市、すなわち武蔵村山市、東村山市、立川市、小平市につきまして

は、社会福祉協議会の建物につきましては、いずれも鉄筋の建物であるということを認識してございます。また、機能性等の御指摘につきましては、社会福祉協議会の業務遂行はできてるものと認識しております。

以上でございます。

○委員（尾崎利一君） 先ほどの御答弁で、再編計画で短期的には改修、移設って言われましたけれども、こちら辺の、あと社会福祉協議会からも建て替えを求める要望が出てるっていう御答弁でしたけれども、こちら辺の検討状況について伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 令和3年3月に策定いたしました東大和市公共施設再編計画の中で、社会福祉協議会が使用している建物につきましては、長期的には更新について、建て替えについて検討すると設定してるところでございます。

短期的な対応といたしましては、機能の担保のため、使い勝手を考慮した中で修繕等を必要とする部分が生じた場合には改修、あるいは代替地の設定等を考えられる場合には、状況によりましては移設という可能性のあることを短期的な検討の中を含んでいるところであります。

以上であります。

○委員（尾崎利一君） その改修や移設について、具体的にはまだ進んでない、検討進んでないという理解でよろしいんですか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） お見込みのとおりでございます。

以上であります。

○委員（尾崎利一君） 法的にも、それから東大和市の地域福祉計画等を含めた福祉行政の運営という点でも、社会福祉協議会が中核的な役割果たしてるっていうことが今の御答弁で明らかになりましたし、そういう点では、その役割を果たす上で施設的にも十分な施設が必要だという陳情は、そのとおりだというふうに思います。

その上で、社会福祉協議会だけでなく、多くの福祉事業者が苦勞して福祉事業の一端担っていただいていると思いますけれども、こうした事業者についても一層の支援、必要だというふうに考えてますが、そこら辺についての認識を伺います。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 福祉事業者というものは、その多くが社会福祉法人でございまして、社会福祉法によりますと、社会福祉法人というのは自主的にその経営基盤の強化を図るということを求められております。さらに、社会福祉事業に支障のない範囲で収益事業を行うこともできるようになっております。こうしたことから、基本的には市から独立して経営する団体であるというふうに認識しております。

ただ、社会福祉事業の遂行としまして地域住民の福祉の増進に寄与しておりますので、例えばコロナ禍のような特殊な状況におきましては、事業継続を目的とした助成金の支給ですとか、あるいは衛生品の現物配布、PCR検査等の費用の補助などを市が支援しております。

以上であります。

○委員（佐竹康彦君） 3点ほどまず伺いたいと思いますけれども、まず1点目が、陳情者の方は陳情理由の中で、大事な業務をプレハブの建物の中で行うのは、機能性、効率性からいって問題があるというふうに述べておられますけれども、この陳情者の方のプレハブに関する認識について、市としてはどのような御見解があるのか伺います。

また2点目といたしまして、社会福祉協議会が使用されております建物は市の所有でございまして、公共施設等の包括施設管理業務の対象に組み込まれていたというふうに記憶してございますけれども、包括施設管

理業務の対象かどうか、対象となつてるとしたら、どのような報告が市に出されてるのか伺いたいと思います。

次に3点目として、建物の工事についてなんですけれども、社協の建物は市の所有だということでございますので、建物の修繕や増改築の工事が必要な場合については市が工事は行うというふうに理解してよいのかどうか、建物の増築などの工事の履歴について主なものがございましたら教えていただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 私からは、初めの2点について御答弁をいたします。

初めに、プレハブに関する認識についてでございますが、プレハブという言葉が、よく土木工事や建築工事の現場の近くに建てられた従事者や作業員が詰める建物のような仮設の建物の印象を受けるかもしれませんが、実際にはそうではありません。プレハブ工法という、あらかじめ工場で精密に生産した壁などの部材をして積み上げ、組み立てる工法を指します。そのために品質の安定度は高いと言われております。

また、社会福祉協議会の建物に使われている建材は軽量鉄骨というものでありまして、この軽量鉄骨は変形しにくく強度の高い材料と言われ、大事に使えば耐用年数を過ぎてでも使用ができるものであります。

社会福祉協議会の建物と同じ軽量鉄骨造りの建物といたしましては、東大和市にはほかにも複数の建物を保有しております。清水集会所、芋窪集会所、仲原集会所、湖畔集会所などが軽量鉄骨造の建物であります。市役所の会議棟も軽量鉄骨造でありまして、平成7年に建てているものであります。今申し上げた建物の中には、社会福祉協議会の一番大きい事務室の築年数よりも長く使っているものもありますが、それぞれ修繕等が必要な場合に適切に対応し、利用に供してるところであります。

次に、公共施設の包括施設管理業務との関連でございますが、委員から御質疑いただきましたとおり、社会福祉協議会の建物、包括施設管理業務の対象施設の一つとして扱っております。保守管理の業務といたしましては、年に2回消防設備点検を実施しておりまして、消防設備については不具合等はないという報告を受けてるところであります。

また、それ以外に毎月1回、包括施設管理業務の受託者の社員が社会福祉協議会の建物の外観等を観察をして、巡回点検として異常の有無などを確認しておりますが、そちらでも不具合等の報告は受けてないところがあります。巡回点検の項目であります。主なものを申し上げますと、消防設備については受信機の異常信号や警報表示について不具合がないこと。また、トイレの衛生器具などについても、小便器、大便器、洗面台の給水及び排水状態の状況に不具合がないこと。また、屋根の部分についてはルーフトレン、雨樋等について、詰まり状態がないことなどを確認をいたしまして、点検記録として、いずれも不具合がないという報告を受けているところあります。

陳情書の中には機能性や効率性が取り上げられているところありますが、建て替えの可否を判断する客観的な基準と捉えるには難しいと考えてるところであります。しかし、安全で安心して業務を行うことは事務所として当然に備えなければならない要素だと考えておりますので、管理する側もその点のチェックは怠ってはならないと考えてるところであります。

以上であります。

○福祉推進課長（山田茂人君） 私からは、3つ目の御質疑に御答弁申し上げます。

まず、これまでの増改築の履歴でございますが、年度、目的、金額を申し上げますと、まず昭和59年度には最初の建物の新築工事を発注いたしまして、その金額は1,750万円でございます。次に、平成7年度には事務局の事務所の執務室を整備するための増築工事を発注いたしまして、金額といたしましては3,965万5,000円でございます。次に、平成15年度には精神障害者地域活動支援センター「ウエルカム」の開設のための増築工事

がございまして、2,073万7,500円でございます。次に、平成24年度には隣接する青梅街道の拡幅に伴います建物の増改築工事を発注いたしまして、その金額は1,359万7,500円でございます。

以上でございます。

○委員（佐竹康彦君） 1点だけ、先ほどの御答弁で工事の履歴として、当初の新築工事のほか、増改築工事が行われてるということでございましたけれども、修繕工事につきましてはどのようなものが行われているのか確認させてください。

○福祉推進課長（山田茂人君） 修繕工事に関してお答え申し上げます。

建物に不具合が生じた場合につきましては、基本的には市の負担で修繕を行っているものでございます。具体例といたしましては、令和元年の台風15号と19号の影響によりまして屋根の一部が損傷いたしまして雨漏りが発生いたしました。市といたしましては、緊急対応としまして予備費を充当して屋根の修繕を行っております。このように建物の不具合につきましては、適時適切に対応してございます。

なお、その後につきましては、修繕を要するような事態はございません。

以上でございます。

○委員（床鍋義博君） 1点確認させてください。

先ほど建物は市の所有ということだったんですけど、シユウチに建ってるっていうふうに言ったんですけど、シユウチって市の所有なんですか、それとも私の私有地なのかどちらか。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 所有者は東大和市でございます。

以上であります。

○委員（関 綾子君） 社協は、社会福祉法人でもほかの一般の社会福祉法人とはちょっと違う特別な位置づけのものだということでしたけれども、一般的な社会福祉法人として自主的に経営の基盤の強化をしていくものということもあると思うんですけど、社会福祉協議会にもそれは当てはまることなのかというところをちょっとお聞きしたいです。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） 東大和市社会福祉協議会は社会福祉法人でございますので、社会福祉法の109条に基づいて運営をするということでございます。ですので、委員御質問の規定も適用があるということでございます。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

これより自由討議を行います。

○委員（石田昭太郎君） 東大和市の社会福祉協議会の今回の陳情ですけれども、委員の皆様の問題を聞いて、私もいろいろな建物の更新が一気に東大和市も迎えてしまうというところで、更新の計画とかも立てていくということで認識させていただきましたけれども、なかなか予算とか、いろいろと金額の面でも、プレハブの増築っていうところでも何千万っていうところのお金がかかるっていうところで、今後予算の確保っていうところでも大変課題が残るところで、今回のこの陳情の趣旨ってところには、私も賛同したいっていうところで意見を述べさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員（佐竹康彦君） 様々御答弁を伺わせていただきました。社会福祉協議会のほうからの要望といたしましても、老朽化対策、また建て替えの要望というものがあつたということにつきましては、この陳情者の方と同じ思いに立たれてるのかなというふうにも認識をさせていただきました。しかしながら、一方でこの建物自体は市の所有でありまして、市の所有といたしますと管理、また今後の建て替え等につきましては市が責任を持ってやらなければいけない。そうしますと、令和3年度に策定されました公共施設再編計画の中に位置づけられながら、これは市の公共施設の適正な管理運営の中で、この建て替え等の検討について進めていかなければならぬということであるというふうにも認識させていただきました。

また質疑の中で、現在の建物におきましても増築をしていくという部分については、非常に何千万円単位の財政が必要になってくるという部分もございます。そうした中で、短期的には修繕等を重ねていくと、そして長期的には、この隣接する地域にある庁舎、また中央図書館とか、会議棟とか様々なものも含めて、より複合化等の集約化等を検討してくというふうな流れの中に、この市が所有する現在の社会福祉協議会の建物がもう位置づけられておりますので、そういった点におきましては、例えばこの陳情、今ここで採択をすると、100%採択するということ、直ちに取掛かることを議会として求めるという形になってまいりますので、やはりそうではなくて、この全体的な公共施設の再編計画の中に位置づけられている、この社会福祉協議会の建物という観点からいたしますと、その趣旨は、建て替えるという趣旨は理解はできますので、趣旨採択という形にとどめて、今後適切な計画の中での運用等をお願いするという形がベターなのかなというふうにも思っております。

以上です。

○委員（尾崎利一君） 御答弁を通じて、社会福祉協議会は社会福祉法人ではあるけれども、社会福祉法で特に定められた団体ということで、東大和市の地域福祉計画等でも大きな役割を果たしてまいり、陳情者の方からの御説明の中で、ひきこもり家族会のお話なども出てきて、今年度ひきこもり対策が1つの事業に格上げされて、市としても取り組むわけですが、これも社会福祉協議会が中心になって家族会を援助し、ひきこもり対策進めてきたという経過もあります。

それから、今後に向けてはひきこもり対策も含めて、その地域社会をどう支えるのかというところが問われてくるということで、その中で社会福祉協議会が果たすべき役割というのは一層大きくなっていくというのは間違いないところだと思います。そういう点でいうと、そういう役割、現在手狭だということも社会福祉協議会のほうからも出されてるということですが、そういう役割にふさわしい施設、設備、人員を整えていくというのは当然必要になるというふうにも思います。

ただ、その手法について現在地での新築になるのかどうかということも含めて、皆さんからもいろいろ御意見が出されているところだと思いますので、その点については、そこについてはいろんな判断があるということは私も理解しました。

以上です。

○委員（床鍋義博君） 委員長、この際、動議を提出します。

本件につきましては自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されることを望みます。委員長においてよろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○委員長（荒幡伸一君） ただいま床鍋義博委員から、自由討議を終了、討論を省略し、趣旨採択として直ちに採決されたいとの動議が提出されました。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

直ちに採決いたします。

5第11号陳情 東大和市社会福祉協議会の新築を求める陳情、本件を趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、よって本件を趣旨採択と決します。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時45分 開議

○委員長（荒幡伸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長（荒幡伸一君） 次に、所管事務調査の協議について、本件を議題に供します。

本日は、当委員会において行う所管事務調査について御協議いただきたいと思います。

正副委員長といたしましては、東大和市における中学校の部活動の地域移行についてを所管事務調査として行いたいと考えておりますが、御意見等ございましたら、御発言をお願いいたします。

○委員（佐竹康彦君） 今の正副のほうで御提案いただきました中学校の部活動の地域移行ということに関しましては、これぜひ所管事務調査で取り上げて進めていければなというふうに思います。子供たちの中学校生活の中で、勉学はもとより、部活動というのは非常に大きなウエートを占める部分でもございますので、そこをどうやって充実させるかという課題が1点と、やはりその一方で、教員の方の過重労働という部分の問題も社会的な課題として大きくクローズアップされてるところでございますので、市としてどのような形が東大和市に即して、より教員の方も、また当事者である中学校の生徒の方も、またそして地域の方にもメリットがあるというか、よりよい形になるような、そういったものを各種勉強させていただく、また調査させていただくことができれば、非常に有益なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひその所管事務調査で進めていっていかれればと思います。

以上です。

○委員長（荒幡伸一君） ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。特によろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長（荒幡伸一君） では、お諮りいたします。

本委員会の所管事務調査におきましては、調査事項を「東大和市における中学校の部活動の地域移行について」として、調査目的を「現状と課題を調査することにより、施策の充実に資するため」とし、調査方法を「担当部課より説明を求める。必要に応じて現地調査を行う。」こととし、調査期間を「調査が終了するまで。なお、閉会中においても継続して調査することができるものとする。」ことで決定したいと思いますが、これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました所管事務調査を閉会中も継続して調査するため、会議規則第101条の規定により、委員長から議長に申出を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（荒幡伸一君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○委員長（荒幡伸一君） これをもって、令和5年第4回東大和市議会厚生文教委員会を散会いたします。

午前10時48分 散会

東大和市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委 員 長 荒 幡 伸 一